

小川町広報紙広告掲載取扱要綱

平成16年4月1日
告示第34号

(趣旨)

第1条 この要綱は、「小川町広報」(以下「広報」という。)に掲載する広告の取り扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(掲載物)

第2条 広告を掲載することができるものは、「広報おがわ」とする。

(掲載の範囲)

第3条 掲載することができる広告は、広報の公共性を損なうおそれのないものでなければならない。

2 次の各号に該当する広告は、掲載しない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第7号及び第8号、同条第6項各号、同条第7項各号、同条第8項から第10項まで並びに同条第11項第2号の規定に該当する営業に係るもの又はこれに類するもの

(2) 政治活動、宗教的活動、意見広告又は名刺広告に係るものと認められるもの

(3) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの

(4) その他不相当と町長が認めるもの

(掲載の位置)

第4条 広告を掲載する位置は、広報1日号の表紙・裏紙を除く各ページの下1段とする。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料の額は、別表のとおりとする。ただし、1回の申し込みにつき掲載回数が6回以上の場合は1回分を減額する。

(申込者の資格)

第6条 広報に広告の掲載を希望することができる者は、国内に住所または事業所を有するもので、町税等を滞納していないものとする。

(掲載の申込)

第7条 広報に広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、広告掲載申込書(様式第1号)に広告原稿を添付して、広報の発行の1カ月前までに町長に提出しなければならない。

(掲載の方法等)

第8条 広告掲載の順位は、受付順とする。ただし、公共性の高い広告については、この限りでない。

2 広告掲載の回数は、申込者数等により調整することができる。

3 掲載する広告の版下は、申込者が作成するものとする。

(掲載広告の割付及び承諾書の交付)

第9条 掲載する広告の割付等については、町長が行う。

2 町長は、広告の割付ができたときは、広報掲載承諾書(様式第2号)を交

付するものとする。

（広告掲載料の納入）

第10条 広告掲載承諾書（様式第2号）を受けた者（以下「掲載者」という。）は、町長の指定する期日（以下「指定期日」という。）までに広告掲載料を納入しなければならない。

（広告掲載料の還付）

第11条 広告掲載料は、還付しない。ただし、掲載者の責めによらない理由によって広告の掲載ができなかったときは、この限りではない。

（掲載の中止、取消し）

第12条 町長は、次の各号の一に該当した場合は広告掲載を中止し、又は取り消すことができる。

- (1) 指定期日までに広告掲載料の納入がなかったとき。
- (2) 虚偽の広告掲載又は変更の申し込みをしたとき。
- (3) 第3条第2項の各号の一に該当したとき。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、広報の広告掲載に関して必要な事項は、町長が定める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	金額
下1段（50ミリメートル×182ミリメートル）	1回につき 18,000 円
下1段の2分の1相当（50ミリメートル×88ミリメートル）	1回につき 9,000 円

広 告 掲 載 申 込 書

年 月 日

小川町長宛

〒

住 所

氏 名

TEL

FAX

「広報おがわ」に次のとおり広告を掲載したいので、原稿を添えて申し込み
ます。申し込みに応じ、町税等の納付状況調査に同意します。

掲載希望回数 回

掲載希望月（申し込まれる月に◎または○を付けてください）

年 4 月	年 5 月	年 6 月	年 7 月	年 8 月	年 9 月
年 1 0 月	年 1 1 月	年 1 2 月	年 1 月	年 2 月	年 3 月

◎ 印 5 分の 1 ページ相当分
○ 印 1 0 分の 1 ページ相当分

掲載料納入期日 年 月 日まで